

訪問看護サービスを利用できる方は――

訪問看護を希望している方で、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めたすべての方です。

(介護保険でも医療保険でも両方の保険で支えます)

※かかりつけ医の訪問看護指示書が必要です

介護保険

介護保険で要介護認定を受けた方

医療保険

赤ちゃんからご高齢の方まで、病気や障害により療養されている方

※最寄りの市町の窓口やかかりつけ医にご相談ください

※介護認定をすでに受けている方は担当の

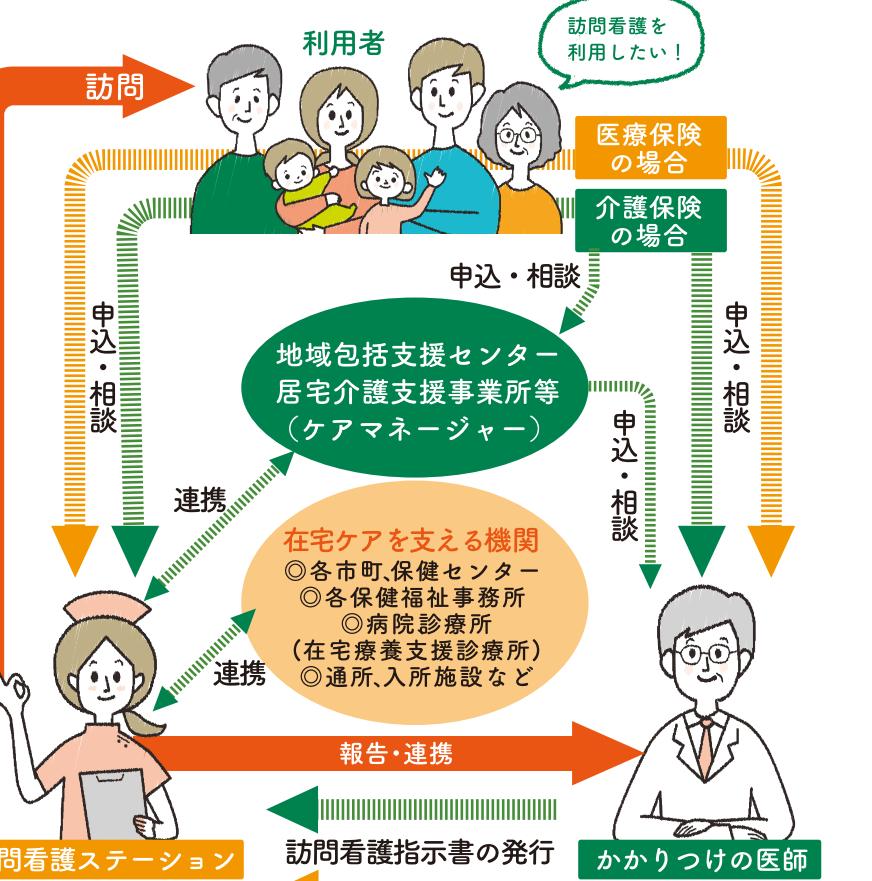
ケアマネージャーにご相談ください

※利用できるサービスについては、

訪問看護ステーションにより異なります



訪問看護を受けるまで



訪問看護のご案内

問合せ先：訪問看護サポートセンター

☎ 0952-37-5033

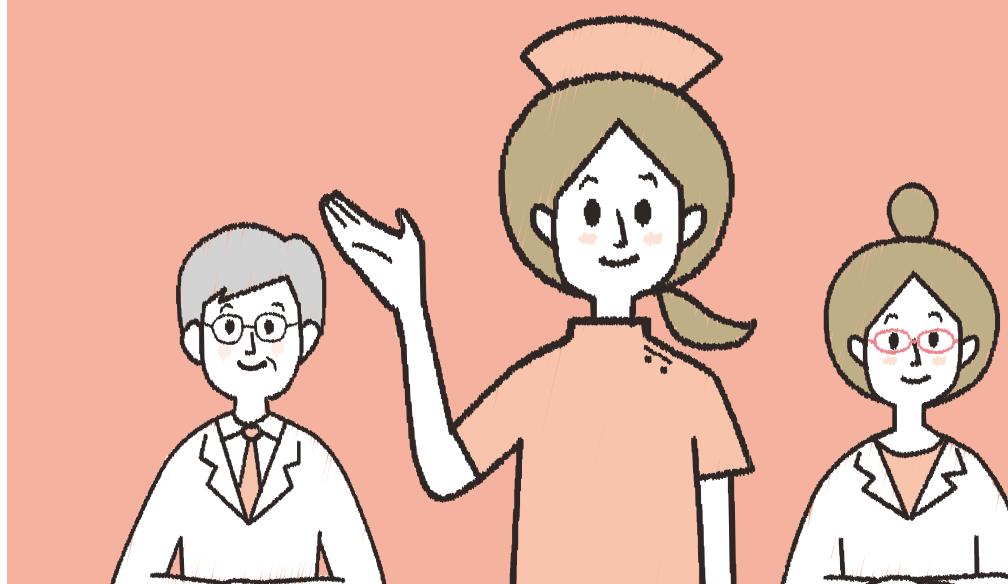
各地域包括支援センター
最寄りの居宅介護支援事業所
訪問看護事業所



佐賀の
介護事業所
リサーチサイト
介の助
(かいのすけ)

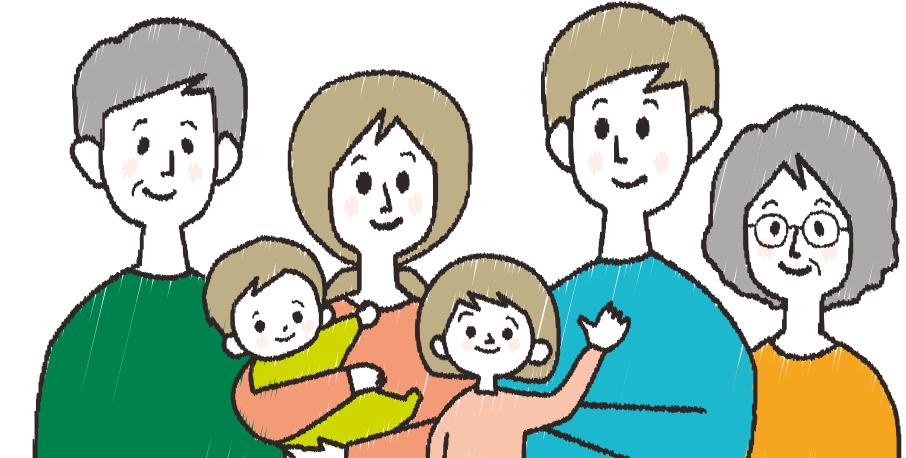
発行：佐賀県 健康福祉部 長寿社会課 監修：公益社団法人 佐賀県看護協会

かかりつけの看護師を
持ちませんか 訪問看護のご案内
自宅で看護してくれる



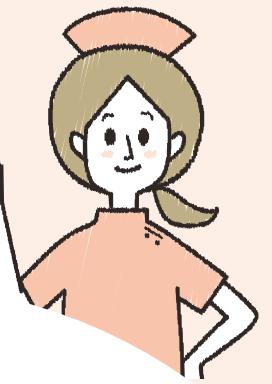
訪問看護とは――

かかりつけの医師の指示に基づいて、看護師などが自宅にお伺いし、症状に合わせた看護ケアを提供することで、療養されている方やご家族の方が、住み慣れた地域やご家庭で自分らしく安心して生活することを支えます。



こんな時には、訪問看護をご利用ください。

訪問看護師は病気や障害があっても、住み慣れた家で安心して生活を続けることができる方法をご本人やご家族と一緒に考えます。
かかりつけ医や地域の保健福祉サービスの関係者と相談・連携し、お一人お一人の状況に合わせてサポートします。



- *かかりつけ医と連携します
- *体調の管理や療養生活のお世話をします
- *運動機能や呼吸機能の維持・促進を図るためのリハビリを行います
- *胃ろうなどの管理や指導を行います



寝たきりだけど
家で生活
できるかなあ



- *病院や学校と連携します
- *ご本人だけでなく、ご家族の療養相談(レスパイトなど)に応じます
- *医療機器の管理などを行います



呼吸器(医療機器)を
つけているけど
家で生活したいなあ



- *体調の観察・症状のコントロールをします
- *療養生活のお世話(清拭や洗髪など)をします
- *かかりつけ医や薬剤師と連携します
- *医師の指示で点滴や医療処置を行います



ガンだけど
家で生活
したいなあ



- *お薬の管理や飲み方の工夫を提案します
- *生活のリズムを整える支援をします
- *ご家族の介護を支援します
- *ケアマネージャーや地域と連携します



認知症があるけど
家で生活
させたいなあ